

# 特別警報および暴風警報発令に伴う措置について

平成 25 年 10 月 3 日  
門 真 市 教 育 委 員 会

みだしのことについて、原則として、下記のように措置願います。

## 記

- 午前 7 時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合
  - ➡ 幼児、児童、生徒は自宅待機  
(登校(園)を見合わせる)
- 午前 9 時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合
  - ➡ 臨時休業
- 午前 7 時以降、午前 9 時現在で「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除されている場合
  - ➡ 幼児、児童、生徒は午前 10 時までに登校(園)
  - ※ただし、「特別警報」が解除され、「暴風警報」に変更した場合は臨時休業。
- 幼児、児童、生徒が在校園中に大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「暴風警報」が発令された場合
  - ➡ 安全確保に留意のうえ、速やかに下校(降園)措置を講ずる。
- 幼児、児童、生徒が在校園中に大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「特別警報」が発令された場合
  - ➡ ただちに身を守るため、避難等の措置を講ずる。(基本的に幼児、児童、生徒は学校園で待機)

## (留意事項)

- (1) 給食は、「臨時休業」の場合は中止。それ以外で給食を中止する場合は、前日までに連絡しますが、その場合は午前中授業。
- (2) 地域の事情等により、「大雨警報」「洪水警報」等で、「休業」または「下校・降園」等の措置をする場合は、あらかじめ教育委員会に相談願います。